

令和5年度 田彦中生徒心得 改訂

	令和4年度	令和5年度(案)	改訂の理由
1⑤	職員室に入るときは、必ずノックをし名前を名乗り、「失礼します。 ●年●組△△ です。○○先生に用事があってきました。」と名乗って、許可を得てから入る。	職員室に入るときは、必ずノックをし名前を名乗り、「失礼します。 <u>(学年・学級や部活動などの所属を伝え、)</u> △△です。○○先生に用事があってきました。」と名乗って、許可を得てから入る。	・現状も TPO に合わせて対応できている生徒も多いが、より臨機応変な対応ができるようにしていきたい。
2①イ	冬は <u>コート</u> を着用してもよい(黒・紺・茶・灰色系)。また、部活動で使用している <u>ウィンドブレーカー</u> や <u>学校推奨のウィンドブレーカー</u> を着用してもよい。	冬は <u>コートやウィンドブレーカー</u> を着用してもよい(黒・紺・茶・灰色系)。また、部活動で使用している <u>ウィンドブレーカー</u> を着用してもよい。	・部活動に所属していない生徒も、コートだけでなく、ウィンドブレーカーを着用しても問題ない。 ・現状、学校推奨のウィンドブレーカーは存在していない。
2①エ	黒色の派手でない皮のベルトを着用する。	黒色で <u>無地の</u> ベルトを着用する。	・黒色で無地であればナイロン製等も問題なし。ナイロン製は安価で手に入りやすい。
2⑤	通学用の靴は、 <u>白色を基調とした運動靴</u> とし、 <u>白いひもではばる</u> (ハイカット、ミドルカットは禁止)。イニシャル等で記名する。	通学用の靴は運動靴とする(ハイカット、ミドルカットは禁止)。 <u>内側に</u> イニシャル等で記名する。	・白色を基調とした運動靴では、汚れが目立ってしまう。 ・色の入った靴では外側に記名できない可能性があるため、識別はできるように内側のどこかに記名したい。
2⑧	頭髮は、清潔で学習や運動の妨げにならない長さ <u>を意識し、自然な髪型</u> とする。 →髪をかぶせるツブロック、アンシンメトリ等は許可していない。 ・肩より長くなるとき等は、目立たない色で、装飾のないゴムひもや髪留めで結ぶ。編み込みは許可していない。また、前髪は目にかからないことを推奨するが、やむを得ず目にかかる場合には、装飾のない髪留めで留める。 →ワックス、オイル等で整髪をしない。 ・髪の毛の脱色や染色はしない。髪飾り等をつけない。	頭髮は、清潔で学習や運動の妨げにならない長さとする。 ・肩より長くなるとき等は、目立たない色で、装飾のないゴムひもや髪留めで結ぶ。編み込みは許可していない。また、前髪は目にかからない長さを推奨するが、やむを得ず目にかかる場合には、装飾のない髪留めで留める。 ・髪の毛の脱色や染色はしない。髪飾り等をつけない。	・自然な髪型の解釈の仕方が難しいため、削除する。 ・「清潔で学習や運動の妨げにならない長さ」とあるため、ツブロックやアンシンメトリという表記は必要ない。 ・同じく、「清潔で学習や運動の妨げにならない長さ」であれば整髪しても身だしなみと捉えられる。 ・どちらの内容も過度に型がつくられている場合は好ましくない。そのような生徒が目立ってきた時には、生徒会本部が中心となって対策を検討する。
3①	① 通学は、制服登下校を原則とする。 登校時、 ひどい 雨の時にはジャージでの登校を可とするが、制服は持参する。 下校時も、 ひどい 雨の時にはジャージでの下校を可とする。 その際は、全校一斉に放送で連絡する。	① 通学は、制服登下校を原則とする。 登校時は、雨の時にはジャージでの登校を可とするが、制服は持参する。 下校時は、ジャージでの下校を可とする。	・「ひどい雨」の解釈が難しいため、「雨」のみとする。 ・帰りの会の時間短縮及び下校時の安全を考慮(動きやすさや暗がりでの反射材の効果)してジャージでの下校を許可する。
4③	③ 学習に必要なもの、特に携帯電話や金銭は持っていない。また、鞆に付ける <u>キーホルダー</u> は、識別を目的とし、 <u>装飾が目的ではない</u> ため、グーより小さなものを1つまでとする。	③ 学習に必要なもの、特に携帯電話や金銭は持っていない。また、鞆に付ける <u>キーホルダー(お守り、バッチ等)</u> は、 <u>識別を目的とし、装飾が目的ではない</u> ため、グーより小さなものを1つまでとする。	・お守りやバッチ等もキーホルダーと同じ解釈で、鞆に付ける目的は識別を目的とするため、1つまでで十分である。